

リンパ浮腫指導管理料の 算定職種への 作業療法士の職名追記のお願い

一般社団法人 日本作業療法士協会



リンパ浮腫指導管理料について

現行の診療報酬算定要件 (100点)

- 1 保険医療機関に入院中の患者であって、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行ったものに対して、当該手術を行った日の属する月又はその前月若しくは翌月のいずれかに、医師又は医師の指示に基づき看護師又は理学療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中1回に限り算定する。
- 2 当該保険医療機関入院中にリンパ浮腫指導管理料を算定した患者であって、当該保険医療機関を退院したものに対して、当該保険医療機関において、退院した日の属する月又はその翌月にリンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を再度実施した場合に、1回に限り算定する。

作業療法士による算定ができない

1) リンパ浮腫に対する作業療法の実態調査

作業療法士が実施している複合的治療の内容

用手的リンパドレナージ	49施設
セルフケア指導	26施設
スキンケア	23施設
圧迫療法	14施設
圧迫下での運動	12施設

- 乳がん手術のクリティカルパスへ作業療法士が参入している施設 40施設

- 作業療法の介入の時期について多いもの

入院時 99施設、外来時 33施設

- 過去3ヶ月の「リンパ浮腫の対象者」への関わりの実数

1,404名

N=265 (回収率 47%、2012)

乳がんを中心に実績がある

2) 各種リンパ浮腫研修会では作業療法士の受講資格が得られている

☞ 厚生労働省後援事業「リンパ浮腫研修」

【趣旨】セルフケア指導（予防と進行防止）と緩和を目的とし、医師の指示に基づいて患者自身がセルフケアを適正に行うための指導に必要な技能を習得するためのもの

【対象】厚生労働省、地方自治体指定 がん診療連携拠点病院に勤務する「医師、看護師、理学療法士、作業療法士」

☞ 弾性ストッキング・コンダクター（日本静脈学会）

【趣旨】静脈疾患、リンパ浮腫における弾性着衣の適切な選択ができる医療職の育成

【認定対象者】

日本国における医師、看護師、准看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。

☞ 平成24年度より：日本リンパ学会後援「医療者向けリンパ浮腫指導技能者養成講座」

☞ Dr. VODDER METHOD OF MANUAL LYMPH DRAINAGE (MLD)/ COMBINED DECONGESTIVE THERAPY(CDT)講習会

関連研修会への受講資格も有している

まとめ

- 現行の診療報酬算定要件では、作業療法士による「リンパ浮腫指導管理料」の算定ができない。
- 作業療法士の臨床では、乳がんを中心にリンパ浮腫に関わる機会が多く、厚労省後援研修などの関連研修会の受講資格も付与されている。
- リンパ浮腫を有する国民の支援の充実のため、「リンパ浮腫指導管理料」の算定職種に作業療法士の職名追記をお願いしたい。